



Title	商品交換の駆動原理：私的所有と価値関係
Author(s)	海, 大汎
Citation	経済学研究, 69(2), 153-175
Issue Date	2020-01-17
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/77790">http://hdl.handle.net/2115/77790</a>
Type	bulletin (article)
File Information	0120ES_69(2)_153.pdf



[Instructions for use](#)

# 商品交換の駆動原理

## ——私的所有と価値関係——

海 大 汎

本稿は、商品交換の成立根拠を原理的に解明するものである。商品交換はマルクス経済学では、人間の本性に関連づけて理解する観点を相対化しつつ、市場という空間でなされる限定的な営みと捉えてきた<sup>1)</sup>。それによれば、商品交換の成立根拠は、人間にはなく、空間そのものにある。マルクス経済学の中でも宇野学派の原理論においては、そういう抽象的な空間に参入する個別主体を交換主体＝欲望主体と想定している。商品交換の展開過程では個別主体は、交換（欲望）主体として相対的価値形態と等価形態という対極的な立場に立たされる。ここでは

それを価値関係と呼ぶことにする<sup>2)</sup>。

では価値関係は何によって形成されるのか。宇野弘蔵の原理論によれば、価値関係の形成機制とされるのは、個別主体の主観性（私的欲望および交換要請）である<sup>3)</sup>。仮に価値表現「 $p$ 量の商品  $X = q$  量の商品  $Y$ 」では、商品  $Y$  は商品  $X$  所有者の欲望の対象であり、 $p$  量の商品  $X$  が価値実現できた場合には、商品  $X$  もまた商品  $Y$  所有者の欲望の対象であることが判明する。すなわち、商品  $X$  所有者は、交換（欲望）主体として価値表現を行い、商品  $Y$  所有者との価値関係を形成することで、商品交換を展開するのである。このように原理論において、価値関係は、個々の商品所有者の主観性の所産であるということになる。

ところで、こうした関係の形成に対して、次

---

1) 「商品交換は、人間社会に必然的・自然的なものではなく、それはむしろ『共同体の果てるところで、共同体が他の共同体またはその成員と接触する点で、始まる』。こうしたマルクスの認識は、例えば『ある物を他の物と取引し、交易し、交換するという性向』を『人間の本性のなかにある一定の性向』とみなすスミスとは好対照をなしている」（田中 [2010]:223 頁）。「スミスのような見方は、近代の市場経済を過去に投射する『遠近法的倒錯』にすぎない。たとえば、今日でも、共同体の内部では、あるいは、共同体が消えたところでも家族の内部では、商品交換（売買）はめったになされない。贈与や共同寄託というかたちをとるのがふつうである」（柄谷 [2010]:128 頁）。「古典経済学は、そのような共同体、閉じられた単一均衡体系のモデルから出発するのだ。そのために、それは経済現象を、物理学的なモデルでみることになる。いいかえれば、単一均衡体系のモデルから出発する思考は、『共同体』から出発することであり、あの“社会性”を、したがって、盲目的な飛躍をみないことである」（柄谷 [1986]:122 頁）。

2) 「最も単純な価値関係は、明らかに、なんでであろうとただ一つの異種の商品にたいするある一つの商品の価値関係である。それゆえ、二つの商品の価値関係は、一商品のための最も単純な価値表現を与えるのである」（Marx[1890]:S.62）。この「二つの商品の価値関係」に通底する「相対的価値形態と等価形態とは、互いに属しあい互いに制約しあっている不可分な契機であるが、同時にまた、同じ価値表現の、互いに排除しあう、または対立する両端、すなわち両極である」（Marx[1890]:S.63）。

3) 「例えば特定の商品リンネルは、その所有者がそのリンネルと交換して得ようとする、他の商品の使用価値の一定量をもって、その価値を表現せられる」（宇野 [1964]:30 頁）。この場合、一方で「他の商品」は「商品リンネル」側の欲望の対象を、他方で「その価値」の「表現」は交換要請を指し示す。

のような疑問が生じてくる。すなわち、所有主体としての個々の商品所有者は、価値関係に先だって存在することができるのか。というのは、個別主体の主観性が価値関係内でしか発揮されえないと見る場合、商品所有者としての自己規定/認識は、価値関係の成立によって反省的に形づくられることになるからである。すなわち、個別主体はもとより、所有主体として価値関係を形成するのではなく、逆に価値関係が成り立つことではじめて所有主体としての自律性ないし独立性を承認されるのである。そうすることで、それ自身の主観性を商品交換の展開動力(社会化された欲望)として現出しうることになる。

本稿では、所有主体の先在性を前提とする原理論の理路を相対化し、私的所有を商品交換の形成機制として受け入れることで、商品交換の成立根拠についての従来の理解を再考しようとする。結論を先取りすれば、個別主体は、他の個別主体との垂直的な価値体系のなかで、私的所有を体現する主体としてのアイデンティティを確立させられることで、それ自身の主観性を社会化する。そこで、商品交換は単に、商品X所有者の欲望の対象と、商品Y所有者の欲望の対象とを交換しあう過程としてではなく、各商品の「排他的・包括的・直接的」な権利を売り買いする過程として現われる<sup>4)</sup>。それゆえ、「p

量の商品X」や「q量の商品Y」の物理的な位置移動自体は、副次的かつ二義的なものとなる。所有商品の位置移動は、所有主体を変更することによってはじめてなされるのであって、その逆ではない<sup>5)</sup>。

とはいえ、宇野弘蔵を受け継ぐ従来の商品論・価値形態論では、所有商品の位置移動を可能にする形態的根拠(私的所有権の売り買い)についてはほとんど無関心であったのではないか。その根因は、端的にいえば、商品流通において価値関係が私的所有といかに結びついていくかについての考察を原理論の課題としていないことにある。商品交換の成立根拠を商品そのものの位置移動に求めるのは、そのような理由によると思える。詳しくは本文に譲るが、両者の結びつきについての解明は、「いわば生産過程と生産過程との間に発生した交換関係に特有

---

いう契約により他の「商品」に対する「支配権」を獲得することができるからである。その意味で、「売買で問題となるのは所有権の移転であり、占有状態の変更ではない」(小幡 [2013]:67頁)。

- 5) ドルーズ=ガタリは、資本主義的私的所有について次のように述べている。「私的所有はもはや、人と人とのあいだの依存関係ではなく、唯一の絆を構成する一つの〈主体〉の独立を表現するものとなる。これは私的所有の進化における大変化である。私的所有は権利によって、土地、物、人を対象にする代わりに、権利そのものを対象とするようになるのだ」(MP, pp. 565-566/下208頁)。彼らは、モノそのものを「所有」する「代わりに」、モノに対する「権利そのもの」を「所有」する方式への「大変化」から、資本主義における「私的所有」の変容を見抜いている。すなわち、「権利そのものを対象とする」ためには、「人と人とのあいだの依存関係」から解放され、「唯一の絆を構成する一つの〈主体〉」が「私的所有」の担い手として自存しなければならないということである。とはいえ、「私的所有」は、資本主義に至って「土地、物、人を対象にする代わりに、権利そのものを対象とする」形で変貌したといえるか。本稿は、「私的所有」の歴史的変貌について考察するものではないが、「私的所有」自体が「進化」されてきたとの彼らの見解には、いささか論理の飛躍があるように思える。

---

4) 本稿では、「所有・権」についての概念規定は次のような定義によっている。「すなわち商品経済が支配的となった社会においては、商品を相互に交換する者のあいだには、商品である財貨の上にその者だけの固有の支配が承認されなければならないという社会的要請が必要となる。この要請を実現すべく、人が物に対し排他的・包括的・直接的に支配権を行使している状態 *energeia* を所有といい、また、こうした支配の可能性の潜在状態 *dynamis* を所有権と呼ぶのである」(青木 [1992]:236頁)。ここで「商品を相互に交換する」ということは、「商品」そのものを「相互に交換する」ということを意味しない。詳しくは本文に譲るが、「商品を相互に交換する者」は、「物」に対する「支配権」を放棄すると

なる形態をもって」(宇野 [1964]:24-25 頁) 現われる商品経済の存立根拠をより明確にするだけでなく、商品流通についての新たな観点を提示することになる。

本稿では、以上の問題関心に基づき、次のように考察を進める。第1節では、所有主体と交換主体についての商品論の概念規定を原理的に検討し、問題の所在を把握する。第2節では、マルクスの交換過程論を考察の対象とし、商品交換の成立過程で私的所有がいかに機能するのにかつて考察する。第3節では、価値関係に通底する商品交換の非対称性を浮き彫りにし、私的所有との関係を解明する。第4節では、これらの機制(私的所有/価値関係)が商品交換の展開過程でいかに機能しているのかを、商品物神性論を通して考察し、価値表現の意味内容を捉え返す。最後に、以上の検討を踏まえて、信用売買についての従来の理解を再考することにしたい。

## 第1節 所有主体と交換主体

原理論では一般に、「私有物として取引の対象となりうるものでさえあれば、商品とならないものはない」(宇野 [1965]:30 頁) とされる。これによれば、「私有物」と「商品」いずれも、「私有」という内的契機を有しつつ、「取引」という外的契機によって概念的に区切られている。さらにまた、そこには、もう一つの原理論的想定が与えられている。

「商品という場合われわれはその所有者なしにこれを考えることは出来ない。もっとも商品所有者はその場合いわば商品的人格化したものとしてあるに過ぎない。したがって理論的考察では商品の交換、流通等の種々なる運動と機能とは、かかる商品的人格化された商品所有者の行動として理解すればよいことになる。以下単純に商品に関する規定を与えられる場合にもこの点は常に前提されているわけである」(宇野 [1973]:27 頁, 宇野 [1974]:181 頁)。

この宇野の叙述の論旨は、「商品」概念は「商品所有者」と表裏の関係にあるということである。周知のように、「この点」は、マルクスの冒頭商品論に対する批判の骨子をなすだけでなく、価値形態論の刷新につながっている。すなわち、「商品的人格化された商品所有者」は、「商品の交換、流通等の種々なる運動と機能と」を展開してゆくある種の「理論的」な装置として商品論の「前提」をなすのである。こうした想定は、「マルクスが人間主義的立場から資本主義を解明し批判しようとしたのに対して、宇野弘蔵のそれは、全く逆に、ひとまず資本の立場に主語を置いて、徹底的に『人間』を対象化し批判する方法論を貫こうとした」(青木 [2016]:268 頁) 点を明瞭に示すものといえる。

しかし同時に、そうした想定は、負の側面を残してしまっているともいえる。というのは、そこで「商品」と「商品所有者」との関係およびその成り立ちは、考察の対象から除外されてしまうことになっているからである<sup>6)</sup>。仮に「 $p$  量の商品  $X = q$  量の商品  $Y$ 」のような価値表現では、一方の「商品所有者」が自分の所有物 ( $p$  量の商品  $X$ ) をもって他者の所有物 ( $q$  量の商品  $Y$ ) と交換しようとするのがポイントになる<sup>7)</sup>。この場合、両極の「商品所有者」は、価値表現以前から「商品」を「私有物」として「所有」していたものと想定される。すなわち、「商品所有者」は、はじめから所有主体として自存していたのであり、その「前提」に立脚して交換(欲望)主体として位置づけられ

6) 宇野弘蔵は、たしかにリカードゥ的な絶対的価値論を商品所有者の主観的価値論によって批判したが、それは、せつかく商品価値から『労働主体』としての人間を削除しながら、代わりに『所有主体』としての人間なるものを超越論的に前提としてしまうことで、自らの方法の画期的意義を大きく損なってしまうものであった」(青木 [2002a]:259 頁, 同様の指摘は大黒 [2016]:113-117 頁にもみられる)。

7) 宇野 [1973]:180 頁。

るのである。それゆえ、ここでは、所有主体それ自体の規定などは不必要な事柄にすぎない<sup>8)</sup>。

このような宇野の想定、つまり所有主体の先在性は、「商品経済的私有制を全面的に確立する社会」(宇野 [1975]:112 頁)を議論の前提とするその体系に起因していると思われる。そこでは「商品交換関係が前提する私的所有」は、自己労働の自己所有にではなく、「土地所有の近代化」に根拠づけられている(114-117 頁)。またその過程では、「労働力の商品化を基軸として、ほんらいは流通形態としての資本による生産過程の実質的な把握を要すること、ここにおいてはじめて売買関係が、所有関係を確立していくものとして、自分自身が前提するものを措定する」(石井 [1964]:61 頁)ということになる<sup>9)</sup>。このように、原理論では、「商品所有

者」をして「自分自身(=交換・欲望主体)が前提するもの(=商品経済的私有制)を措定する」形で、「売買関係を確立していく」と想定するのである。ある種の循環論法といってよい。

他方で、柴垣 [1968] は、「商品所有者」と「私的所有」との関係について次のように指摘している。

『財産(所有)権』は、経済学的範疇との関連では、端緒的・一般的にはまず『商品』にはじまる『流通形態』(商品・貨幣・資本)と直接かかわる権利と考えられるのであって、権利概念の構成に『産業資本』、つまり『資本の生産過程』を必要としない。富が商品形態をとるその瞬間において、商品の所有者は領有でもない保有でもない、その商品にたいする排他的・独占的な私的所有権者となるのであって、その意味では所有権は商品交換という人間の経済行為が直接的・事実的につくりだす権利であるといえよう。流通形態である商品が商品として運動しようとするかぎり、その売り手と買い手、つまり商品交換の主体の存在を必要とするし、その商品交換の実現は、交換主体の相互の同意(契約)によっておこなわれる以外になく、しかもこの交換主体の相互の同意によってのみ商品交換が実現されるということは、交換主体が相互に相手を私的所有権者として認めあっていることを前提としているからである(323 頁)。

柴垣の論旨が従来の原理論的理解とは一線を画するものであることは明瞭である<sup>10)</sup>。とい

8) 他方で大黒 [2015] は、次のように述べている。「価値形態論の内生的解釈は、かけがえのない内的欲望としての必需が、無くもがなの外的欲望としての奢侈を派生し、その結果市場が発生するという解釈をとることで『内的なものが外化する』話形をやはり裏書きしている。しかし代替的解釈によれば次のようになる。あらかじめ浮動的で不定形な欲望は、価値形態の展開とともに欲望が複数化することでその無秩序をますます露呈することになる。しかし模倣によって、奢侈財たる金が一般的等価の座に外的に導入されることにより、その無秩序はとりあえず収まる。このとき『奢侈の外來性』の痕跡とともに原初の『欲望の可塑性』の痕跡をも隠滅するために、あらかじめ定形的で節度のある欲望なるものがさかのぼって捏造され、外的に導入されたはずの奢侈が必需の内的な派生物であるとの話形が偽装されることになる」(79-80 頁、傍点は原著者)。こうした「価値形態論の常識的解釈」(77 頁)についての異議申し立ては、貨幣生成論に限らず、「価値形態論」における交換・欲望主体のアイデンティティー問題にも一面相通ずる。詳しくは本文に譲るが、「あらかじめ定形的で節度のある」所有主体を想定するのは、「価値形態」によって反省的に与えられる私的所有の「痕跡」を「隠滅する」ことになり、所有主体の先在性を「やはり裏書き」することになると考えられるのである。

9) 大内 [1965]:28-41 頁、大内 [1971]:234-255 頁。

10) 柴垣 [2016] は、「居住・移転・職業選択の自由」を「土地所有の近代化」と関連づけながら、「資本主義の成立・存立にとって不可欠の権利」と捉えている。すなわち、「後者〔居住・移転・職業選択の自由：引用者〕は言うまでもなく、資本が生産過程を包摂するに当たって必要とする『労働力の商品化』の不可欠の前提であり、具体的には封建社会における領主の農民に対する身分的・人格的支配、その内容としての土地緊縛・作付け規制などからの解放をもたらす権利である。これなくして資本主義は成立・存立しえな



うのは、ここでは、「財産（所有）権」の成り立ちには「『産業資本』、つまり『資本の生産過程』を必要としない」と捉えているからである。個々の「商品の所有者」が「交換主体」に転化するためには、ひとまず「相互に相手を私的所有権者として認めあって」いなければならない。そうしてはじめて「商品交換の主体」は、「その商品にたいする排他的・独占的な私的所有権者」として登場しうることになる。このように、柴垣の捉え方は、「商品交換の主体」についての既存の理解を顛倒し、「所有権」概念を原理的に捉え直しているという点で示唆に富む<sup>11)</sup>。だが、そこでは「人間の経済行為」が「所有権」概念をいかに「つくりだす」のか、また、「商品交換」をいかに「所有権」概念と結びつけて理解すべきなのかなどを突き詰めていると言いはない。

これに関連して青木 [2002a] は、次のような見解を提示している。

「マルクスが『交換過程論』で述べた、『商品の占有者 (Warenbesitzer) が互いに私的所有者 (Privateigentümer) として認め合う』意思関係なるものは、現実には、こうした貨幣による商品の購買をつうじて初めて現実化するといわねばならない。じっさい商品の『占有』が『所有』として認められるのは、一定の代金を支払うことによって流通のなかでその譲渡を受けたことが社会的に認知されたときだけなのである。だが、こうした交換における社会関係は、人間の

---

いが、それが法表象の表面に出てこないのは、資本の本源蓄積過程が示すように、労働力の商品化が土地の私有化のコロラリーであることから、土地所有権の成立による私有財産権の普遍化の指摘で十分と言うことなのであろうか」(4頁)。

- 11) 本稿では、「富が商品形態をとるその瞬間において、商品の所有者は領有でもない保有でもない、その商品にたいする排他的・独占的な私的所有権者となる」との柴垣の捉え方に基づき、所有主体が価値関係の前提ではなく、その所産であることを解明することにする。

意識においてはつねに逆立ちして観念されざるをえない。すなわち現実の社会関係に先行して商品の『所有者』がまず自存し、しかるのちにこれが契約によって交換関係に入るかのごとく観念されるのである」(268-269頁)。

青木によれば、「交換関係」が「意識」の主体として自存する「商品の『所有者』」の主観性によって成り立つとするのは、ある種の「観念」にすぎない。というのは、それは「社会関係」から呼び寄せられたものにすぎないからである。それゆえ、価値形態論の段階では、「商品の『所有者』」なるものが存在してはならない。すなわち、価値形態論における「商品」の担い手は、「商品の『所有者』」ではなく、「商品の占有者」であるということだ。ここで後者は、「商品の同質性と差異性を人格的に体现する者として、まさに形式的に平等ではあるが、実質的に差別主義者」(264頁)とされる。「私的所有・者」が「貨幣による商品の購買をつうじて初めて現実化」されるという青木の主張は、両者の質的区分を前提としているといつてよい。

これに対して、新田 [2004] は、「貨幣で買うことで私的所有が成立するという論理」(79頁)の無根拠性を詳論し、次のように述べている。

「交換・流通という関係それ自体が私的所有者という主体を設定していくというのは、理解困難な主張である。というのは、マルクスの理論構成とも宇野の理論構成とも違って、青木氏の場合には、労働主体も交換主体も、およそ能動的な要素をもった主体は消去されたうえで、主体なき交換・流通関係が空中に浮遊して、それがどのようにしてか私的所有主体なるものを創造することになるからである」(同上)。

新田の指摘のように、青木による「貨幣で買うことで私的所有が成立するという論理」は、価値形態論における貨幣形態の生成・確立に

よって根拠づけられている。しかしながら、貨幣形態の成立以前には存在していない「私的所有者なるもの」が、成立以後売り手（商品占有者）の「商品」を買い手が「購買」することで「初めて現実化する」というのは、新田がいうように、やはり「理解困難な主張である」。もちろん、青木 [2005] が、「拙説は、関係による主体への構造的規定性を説いているのであり、所有主体の発生論ではないことを強調しておきたい」（35 頁）と注記しているように、青木の価値形態論は「所有主体の発生論」ではなく、「所有主体」を呼び寄せる「社会関係」の編成論といったほうが適切かもしれない。実際、青木 [2002a] は、「『主体』の存立構造の解明こそが、価値形態論というプロブレマティックなのである」（260 頁）と強調している。

しかし他方で、新田 [2001] は、「価値形態論」の「存立構造」について次のような見解を提示する。

「ホッブスやスピノザは、情報費用空間における限定合理的な主体を主発点に仮定したところから、社会契約による法治状態＝国家状態の生成を説いているのである。これとまったく同型の論理構造をもって、情報費用空間における限定合理的な主体の間での財・サービスの交換関係から、貨幣の生成のメカニズムと商品・貨幣形態の存立構造を解明したのが、マルクス『資本論』の価値形態論であった」（63 頁）。

新田の主張は、「価値形態論」における「私的所有者（青木：所有主体）」は、「限定合理的な主体」として相互に「財・サービス」を「交換」する「関係」を結ぶ形で、「貨幣の生成のメカニズムと商品・貨幣形態の存立構造を解明」する端緒を提供するということである。これによれば、「価値形態論」こそ『主体』の存立構造に他ならない。そのため「解明」すべきものは、『主体』の存立構造ではなく、「商品・貨幣形態の存立構造」となる。後者の「解明」において「私的所有者」は、不可欠な存在

なのである。したがって、「私的所有者」は、「商品・貨幣形態の存立構造」と結びつけて理解しなければならないということになる。

ここでわれわれは、「私的所有者」とその「存立構造」との間の関係について「マルクス『資本論』」の一文を吟味する必要がある。

「いまここでなされなければならないことは、ブルジョア経済学によってただ試みられたことさえないこと、すなわち、この貨幣形態の生成を示すことであり、したがって、諸商品の価値関係に含まれている価値表現の発展をその最も単純な最も目立たない姿から光まばゆい貨幣形態に至るまで追跡することである」（Marx [1890]:S.62）。

マルクスのこの一文は、終点（貨幣形態）から始点（単純な最も目立たない姿）へ週及（下向）した後に再び終点に向かう（上向する）というアプローチの提言である。ここで「追跡」という語はまさに、価値形態論が、所与の現実（商品対貨幣の対極的關係）に着目して仮構した初期条件（商品同士の関係）から「価値表現」の「発展」を追体験する、ある種の思考実験であることを示すものと理解することができる。その限りで、「二つの商品の価値関係」（Marx [1890]:S.64）は、あくまでも「商品」対「貨幣」の「価値関係」を解明するための理論上の仮構なのである。したがって、その意義は、初発の「価値関係」がいかにか「貨幣形態」をつくりだしていくのかを問うことにあるというよりも、「商品」対「貨幣」の「価値関係」（終点）を週及して得たものを始点とし、そこから「価値表現の発展」を追うことで、「貨幣の謎」（同上）、ひいては「貨幣呪物の謎」（Marx [1890]:S.108）を消去することにあるといえる。

こうしたアプローチによると、「価値関係」における「所有主体」の先在性はありえない。というのは、「所有主体」自身のアイデンティティは、あくまでも「商品」と「貨幣」との対極的關係から反照された仮構に他ならないから

である。その意味で、「商品所有者＝私的所有者」は、「いわば〈価値の狡智〉List des Wertsに操られた人形にすぎない」（清水正徳 [1994]:79 頁）といったほうが適切かもしれない。いいかえれば、「商品 / 商品（私的）所有者」は、自己完結的なモノ / 人間のことでなく、貨幣（等価形態）との関係によってそこ（相対的価値形態）に置かれてしまったものことなのである<sup>12)</sup>。「そうすると、二者間の関係を仮構してはいても、相対的価値形態と等価形態というカテゴリーの背後に想定されている主体は、自己の行動を自己の意志に還元しうる自律的主体ないし自己同一的主体ではなく、『資本』ないし『価値』という、二者の外ないし上に立つ真の主体によって衝き動かされる他律的な『主体』であることになる」（大黒 [2015]:94-95 頁）。

このようにみると、価値形態論において「商品所有者＝私的所有者」の存在を想定するというのは、青木のいうように、「現実の社会関係に先行して商品の『所有者』がまず自存し、しかるのちにこれが契約によって交換関係に入る」ということを示すためではないということが分かる。むしろそこには、「富が商品形態をとるその瞬間において、商品の所有者は領有でもない保有でもない、その商品にたいする排他的・独占的な私的所有権者となる」との柴垣の捉え方と相通じるところがあると思える。詳しくは次節に譲るが、売り手（相対的価値形態）は、買い手（等価形態）との「価値関係」に編入されることで、「その商品にたいする排他的・独占的な」性格を社会的に承認されることになるからである。このように、「私的所有」は、単に「商品」を「領有・保有」している状態のことではなく、それ自身の主観性を発揮する交換（欲望）主体の存立根拠であり、したがってまた、「私的所有権者」の概念規定は、「相対的価値形態と等価形態と」の間の対極的な「価値

関係」なしにありえないということになる<sup>13)</sup>。

以上の考察から明らかなように、「価値関係」は単に、「私的所有権者」が自分の「私有物」をもって「交換関係に入る」ということを表象しているものではない。というのは、「価値関係」成立以前の個別主体を直ちに「私的所有権者」とみなすわけにはいかないからである。「私的所有」を体現する個別主体は原理的には、「価値関係」によって反省的に措定されたものであり、したがって、所有主体が最初からそれ自身の主観性を発揮して「価値関係」を形成するという原理論的図式（所有主体→交換・欲望主体）は再考されるべきであろう。続く第2節と第3節では、本節の問題提起を踏まえ、商品交換の展開過程において私的所有と価値関係とがいかに結びついているのかを原理的に考察することにする。

13) 他方で小幡 [2009] は、次のように述べている。「意志と身体の関係は所有概念の原点をなす。このようなモノに対する主体の関わりが、不可避的に生み出す帰属関係を個人的所有ないし個体的所有という。……『私的個人』が先に存在し、その結果として『私的所有』が現れると考えるべきではない。逆に、『私的所有』というモノのあり方が、『私的個人』という主体の観念を生む面もある。両者ははじめからセットとして存在し、相補的な関係にあるというべきなのだ。 / 私的所有が成立するためには、その対象となるモノが、他のモノからはっきり区別されることが最低限必要である」（24 頁、強調は原著者）。「観念」が「主体」を決めるという氏の論旨に異議を申立てるわけではないが、「意志と身体の関係は所有概念の原点をなす」ということには、疑問なしとはしない。というのは、ここで言う「私的所有」は、法律上の擬制というより、商品流通 / 交換上の擬制として捉えているからである〔小幡の議論ではモノと商品いずれにおいても、所有が介在するとされる〕。そのため、「私的所有（および所有主体）」の「成立」もまた、商品交換の展開過程に沿って理解するということになる。

12) 藤田 [1974]:187-189 頁、青木 [1984]:48 頁。



## 第2節 反省規定としての私的所有

本節では、『資本論』の交換過程論を検討の対象とし、商品交換の成立/展開過程を追いながら、売り手と買い手との間の物象化された関係から私的所有の再帰性を見極めることにする。

マルクスは『資本論』第1巻第1篇第2章「交換過程」冒頭で、商品交換の成立過程について次のように述べている。

「商品は、自分で市場に行くことはできないし、自分で自分たちを交換し合うこともできない。だから、われわれは商品の番人、商品所持者を捜さなければならない。商品は物であり、したがって、人間にたいしては無抵抗である。もし商品が従順でなければ、人間は暴力を用いることができる。言いかえれば、それをつかまえることができる。これらの物を商品として互いに関係させるためには、商品の番人たちは、自分たちの意志をこれらの物にやどす人として、互いに相対しなければならぬ。したがって、一方はただ他方の同意のもとにのみ、すなわちどちらもただ両者に共通な一つの意志行為を媒介としてのみ、自分の商品を手放すことによって、他人の商品を自分のものにするのである。それゆえ、彼らは互いに相手を私的所有者として認めあわなければならない。契約をその形態とするこの法的関係は、法律的に発展していてもなくても、経済的關係がそこに反映している一つの意志関係である。この法的関係、または意志関係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている。ここでは、人々はただ互いに商品の代表者としてのみ、存在する。一般に、われわれは、展開が進むにつれて、人々の経済的扮装はただ経済的諸関係の人化でしかないものであり、人々はこの経済的諸関係の担い手として互いに相対するのだということを見いだすであろう」(Marx [1890]:S.99-100)。

「商品」が他の「商品」と「交換し合う」ためには、その「商品所持者」が他の「商品所持者を捜さなければならない」し、また「互いに

相手を私的所有者として認めあわなければならない」。すなわち、マルクスは、商品交換が成り立つためには互いに「相手」を「私的所有者」として承認しあう過程を要するということを描き出すのである<sup>14)</sup>。そこで、「商品所持者」は、「共通な一つの意志行為」を前提に、「私的所有者」、つまり「法的=私的所有権者 Privateigentümer」として措定されることになる」(青木[1984]:49頁)。このように、「商品所持者」は、「『商品交換』という場面を設定するために消極的・暫定的に置かれたにすぎない一種のブラックボックスである」(青木 [2002a]:233頁)のに対して、「私的所有者」は、「商品所持者」同士の「共通な一つの意志行為」から成り立つ「法的関係・意志関係」の「代表者」として位置づけられるのである<sup>15)</sup>。

但し、留意すべきは、すでに検討したように、「私的所有者」としての自己規定/認識は、主体自身の個別意志によってではなく、「経済的關係そのものによって与えられている」ということである<sup>16)</sup>。それゆえ、「私的所有者」なる

14) 市原 [2006]: 325頁は、「西洋近代型法システム」における「基本的な法観念」として、「例えば、〈法=権利〉観念（法と権利を同一視する観念）、〈違法〉観念（動植物を含めあらゆる被造物が一定の規範に従わなければならないという観念）、〈契約〉観念（契約は遵守されなければならないという観念）など」を取り上げている。

15) 青木 [1999] は、引用中の「商品所持者 Warenbesitzer」と「私的所有者 Privateigentümer」とを各々「商品占有者」と「私的所有（権）者」とに直している。すなわち、前者の「Besitz」を性格概念として、後者の「Eigentum」を形態概念として厳密に峻別しなければならないと指摘しているのである〔青木 [1984]:63頁、廣西 [2002]:72-88頁〕。ここでは、「Warenbesitzer」は「『市場』という場を形成する前提」的概念であるのに対して、「Privateigentümer」は「共同主観的な妥当性すなわち法物神性を付与された観念であり、すでに通常の法学的な所有権の定義が転倒して当てはまるものになっている」(92-93頁)。

16) 「商品所有者と商品との関係は、たんなる主体としての人間と、たんなる客体としての物との外

ものが先在していて、それらが「経済的關係」を主体的に結びつけるのではない。「私的所有者」は逆に、「経済的關係」の成り立ちによって反省的に措定されるものに他ならない<sup>17)</sup>。その過程でいわば分岐点となるのが、「法的關係・意志關係」である。「商品所持者」の場合には、「私的所有者」と異なり、「法的關係・意志關係」を形成していない。というのは、共通認識などをもって「他人」と「相対する」ことなしでも、ある対象を「所持」することができるからである<sup>18)</sup>。それゆえ、「商品所持者」が自身を「私的所有者」として措定するなどありえない。「商品所持者」が「互いに相手を私的所有者として」承認するためには、自身を他の

---

面的な關係ではなく、すでに商品關係に規定され、商品の諸規定によって滲透された主体と客体の關係なのである。だからこそ、ここでマルクスが規定しているように、商品と關係せしめる商品所有者の意思行為は、自立的な自由な私的人格 Person 相互の意思行為としてあらわれ、その法律形式〔法と法律との概念的區別については注 20 を参照〕は、私的所有者 Privateigentümer 相互の契約としてあらわれてくる。それはすでに特種社会的な商品經濟に規定された人間と物、主体と客体との關係である」（中野 [1958]:268-269 頁、傍点は原著者）。「だから、人間が想起されているといっても、ここで人間の学としての具象性をえたわけでもなく、反対に人間のことが書かれていないからといって、マルクスが人間を忘れてものの学に埋没したというわけではないのである。いわば、人間は、体系全体に対決すべき人間として、対決、克服のプラクシスの可能態として、この経済学批判としての『資本論』の底にかくれている」（清水正徳 [1994]:80 頁、傍点は原著者）。

17) 「『交換過程』とは、社会的に等質的価値対象性を獲得した商品＝価値の自立的運動性を意味し、ここでは、商品の使用価値による質的な人間が、完全に量的な人間關係に転化されている。換言すれば、この過程の人間は、商品を個々人の主体的意思によって持っているのではなく、持たされている」（青木 [1984]:48 頁〔傍点は原著者〕、同様の指摘は藤田 [1974]:187-189 頁にもみられる）。

18) 青木 [2008]:156-160 頁。

「商品」と「交換し合う」場（経済的關係）に置かなければならない<sup>19)</sup>。

このパラグラフでマルクスは、「私的所有者」同士が「自分のもの」を主観性によって「交換し合う」ような「経済的關係」ではなく、「経済的關係」を「反映」する「法的關係・意志關係」を交換モデルとして想定している。この点は、商品交換における宇野の想定－商品所有者同士の交換關係－とは似て非なるものといってよい。すなわち、宇野の主張では、前節で検討したように、「商品所持者」同士が「法的關係・意志關係」を結んだり、「互いに相手を私的所有者として」承認したりする一連の過程を理論的に受け止めているわけではない。それに対して、マルクスの主張では、所有主体の先在性に基づいて「経済的關係」を根拠づける理路は見あたらない。ここで「私的所有」とは、所与の前提というより、「法的關係・意志關係」の所産とされるからである<sup>20)</sup>。「両者」は、「共通な一つの意志行為を媒介」にしてはじめて「相手を私的所有者」と承認しあうのであり、それゆえに「経済的關係」以前の「商品」の存在様態は、「所有」ではなく、「所持」－占有 Besitz－となるということである。

---

19) 「他人に認められてこそ本当に自分の所有なのである」（古結 [1979]:3 頁）。すなわち、売りに出されている「商品」は、「他人」からの承認－価値關係下のものとしての承認－済みのものとして「本当に自分の所有なのである」。

20) 但し、マルクスの言う「法的關係・意志關係」は、法律的形式によるものではない。実際に「マルクスは、〔『資本論』第 1 卷:引用者〕第 1－第 2 篇においては『法 Recht』、『法的 rechtlich』の語を用いている。が、第 3 篇以降においては、次節で確認するように、『法律 Gesetz』、『法律的 gesetzlich』の語を駆使するに至る。商品＝労働市場 0 における『法』と商品＝労働市場 1 以後における『法律』、この區別と関連において、マルクスは、ヘーゲル『法の哲学』における『法』の觀念論的体系の唯物論的改作を試みているのである」（大藪 [1978]:102-103 頁）。これによれば、「法」と「法律」との間には「国家」（111 頁）が介在することになる。

続いて、マルクスは、「商品所持者」の私的欲望について次のように述べている。

「どの商品所持者も、自分の欲望を満足させる使用価値をもつ別の商品とひきかえにでなければ自分の商品を手放そうとはしない。そのかぎりでは、交換は彼にとってただ個人的な過程でしかない。他方では、彼は自分の商品を価値として実現しようとする。すなわち、自分の気に入った同じ価値の他の商品でさえあれば、その商品の所持者にとって彼自身の商品が使用価値をもっているかどうかにかかわらず、どれでも実現しようとする。そのかぎりでは、交換は彼にとって一般的な社会的過程である。だが、同じ過程が、すべての商品所持者にとって同時にただ個人的でありながらまた同時にただ一般的社会的であるということはない」(Marx[1890]:S.101)。

マルクスによれば、「交換」は、「どの商品所持者」にとっても「個人的な過程」と「一般的な社会的過程」、この二つの「過程」として現われる。前者は、その「商品所持者」をして「自分の欲望を満足させる」かどうかを問題にする場合を示している。「他の商品」が「自分の欲望を満足させる使用価値」でなければ、「商品所持者」は、「交換」を通じて「自分の商品を価値として実現しよう」とはしない。しかし、それは同時に「商品所持者」をして「他の商品」に対する「自分の欲望」だけでなく、「自分の商品」に対する「自分の欲望」を絶えず確かめさせる。それゆえ、この過程は必然的に、「自分の商品」の「使用価値」を肯定することに帰結する。

他方で、「一般的な社会的過程」では、「自分の商品」に対する「自分の欲望」は、「商品所持者」にとってもはや意味をなさない。「彼」は、「商品を価値として実現」すること以外に関心を持たないからである。それゆえ、この「過程」では、「自分の商品」の「使用価値」は「彼」自身によって否定される。とはいえ、このことは、「自分の商品」に対する「自分の欲望」を

ゼロとみなすということの意味するわけではない。そうではなく、「商品所持者」は、「自分の欲望」を一旦括弧に入れるのである。ここでは、「自分の商品」が「使用価値をもっているかどうかにかかわらず」、徹底的に「他の商品」を獲得するための手段とされる。

ところで、「商品」の「交換」は、「個人的な過程」としてではなく、「一般的な社会的過程」として現われるのが商品経済における常態である。というのは、「すべての商品は、その所持者にとっては非使用価値であり、その非所持者にとっては使用価値である」(Marx[1890]:S.100)からだ。「商品の所持者」は、「他の商品」を獲得するために「自分の商品」に対する「自分の欲望」に拘泥してはならず、徹底的に交換を通じて「他の商品」を獲得するための手段としてのみ取り扱わなければならない。そうでなければ、「交換」は、「一般的な社会的過程」としては展開されない。このような自己否定は、「自分の気に入った同じ価値の他の商品」からくる反照的な側面を持っている<sup>21)</sup>。

このようにみると、「交換」は、「自分の商品」の「使用価値」を自ら否定することによってはじめて行われると考えられる。それゆえに、「同じ過程が、すべての商品所持者にとって同時にただ個人的でありながらまた同時にただ一般的社会的であるということはない」のである。「交換」が「個人的な過程」に幽閉されるにとどまるならば、それは、個別かつ観念的なものにすぎなくなる。その意味で、「商品」の「所持」から「商品」の「交換」への転化には必然的に、自己否定が介入する。「個人的な過程」が否定されなければ、「商品所持者」は、「一般的な社会的過程」への展開を進められなくなり、結果的に「交換」は成り立たせることができないのである。したがって、「商品所持者」が純粋に「自分の欲望を満足さ

21) 清水正徳 [1994] の言葉を借りていえば、この過程は、商品価値の「自己疎外」(125頁)である。

せる」かどうかという功利的な行為もまた、「所持」する「商品」に対する「自分の欲望」を否定する（括弧に入れる）ことで可能になるといえる。

ここまでの議論を踏まえると、商品交換は、「私的所有」をめぐる売り手と買い手との間の相互承認と所持商品に対する自己否定（私的欲望）とをその契機とするということになる。そして、これらの契機は、次のように「二つの商品の価値関係」に帰結することになるのである。

「直接的生産物交換は、一面では単純な価値表現の形態をもっているが、他面ではまだそれをもっていない。この形態は、 $x$  量の商品  $A=y$  量の商品  $B$  であった。直接的生産物交換の形態は、 $x$  量の使用対象  $A=y$  量の使用対象  $B$  である。 $A$  と  $B$  という物はこの場合には交換以前には商品ではなく、交換によってはじめて商品になる。ある使用対象が可能性から見て交換価値であるという最初のあり方は、非使用価値としての、その所持者の直接的欲望を越える量の使用価値としての、その定在である。諸物は、それ自体としては人間にとって外的なものであり、したがって手放されうるものである。この手放すことが相互的であるためには、人々はただ暗黙のうちにその手放されうる諸物の私的所有者として相対するだけでよく、また、まさにそうすることによって互いに独立な人として相対するだけでよい」(Marx[1890]:S.102)。

ここでマルクスは、「物」の商品化についての相反する二通りの観点を提示している。一つは、「使用対象  $A$ 」や「使用対象  $B$ 」のような「物」が「商品になる」ためには、「交換」されなければならないが、その際「物」は、「その所持者の直接的欲望を越える量の使用価値としての、その定在」でなければならないということである。すなわち、私的欲望による「物」の商品化である<sup>22)</sup>。また、もう一つは、商品交

換は、「その所持者の直接的欲望」とは別個に、「人間にとって外的なもの」という「物」自体の属性によって行われるということである。すなわち、「人間」と「物」との関係による商品化である。これらの観点からすれば、「物」が「その所持者」としての「非使用価値」になる際には交換対象=欲望対象になりうるが、それは、「物」自体が譲渡可能な属性を生まれながらにして持っているからだということになる。

ところで、「物」が交換（欲望）対象になることと、「物」が譲渡可能な属性をもっていることとの間には飛躍があるようにみえる。というのは、「物」が「商品」になるにあたって、譲渡可能な属性をもっているかどうかは問題にならないからである。詳しくは次節に譲るが、「物」の譲渡可能性は、その属性自体ではなく、「価値関係」という一つの観念体系に起因する。逆に「物」固有の属性によるとすれば、「手放すことが相互的である」必要はなく、「その所持者」単独で「物」を「手放す」ことができるということになってしまう。「物」は先天的に譲渡可能な属性などをもっているわけではなく、「法的関係・意志関係」によって承認された「私的所有」から譲渡可能性を付与されるにすぎない。それゆえ、その過程は常に「相互的」である。「相互的」な譲渡過程には、マルクス自身が交換過程論冒頭で述べているように、相手を「私的所有者として」または「独立な人として」承認しあわなければならないとの前提が「暗黙のうちに」貫かれている。「物」は、「私的所有」をめぐる「法的関係・意志関係」の上に、はじめて一つの交換（欲望）対象として現象しうるのである。

このように、「 $y$  量の商品  $B$ 」を交換（欲望）対象とする「商品  $A$ 」側の「価値表現」が可能となるためには、「商品の所持者」同士が「私的所有者=独立な人として相対する」との相互承認過程が先行されなければならない。「そうすることによって」両方の「所持者」は、「私

22) 新田 [2010b]:32 頁。



的所有者」として「いわゆる物象的依存関係」(青木 [1992]:236 頁及び大黒 [2015]:94 頁) を結び、「商品」を「相互的に「手放す」ことになる。こうした過程は、個別のかつ観念的なものとしてではなく、社会的かつ実践的なものとして現われる。「私的所有」が社会的・実践的なのは、「商品 A」側と「商品 B」側とが商品交換の当事者として「共通な一つの意志行為」を共有しているからである。しかしながら、マルクス自身が、「私的所有」をめぐる相互承認過程から「物象的依存関係」がいかに形成されるのかを論じているとは言い難い。そこでは、あたかも「その所持者の直接的欲望」だけで「x 量の商品 A = y 量の商品 B」のような「価値表現の形態」が成り立つかのように説かれているのであり、「私的所有者 = 独立な人として相対する」相互承認過程は、「商品」を譲渡する / されるための「暗黙」的な手続きとみなされているだけで、その内容についての考察は皆無である<sup>23)</sup>。

23) 「マルクスは、商品交換という場面において、いかにしてこの『所有』という規範的イデオロギーが成立しうるのかという存立根拠そのものを解明していない。めいめいばらばらの商品の関係が、どうして『共通な一つの意思関係』を構成するのかという問いに答えていない」(青木 [2002a]:236 頁)。その根因は、マルクス自身が「商品形態は人間にたいして人間自身の労働の社会的性格を労働生産物そのものの対象的性格として反映させ、これらの物の社会的な自然属性として反映させ、したがってまた、総労働にたいする生産者たちの社会的関係をも諸対象の彼らの外に存在する社会的関係として反映させるということである」(Marx [1890]:S.86) と述べているように、「社会的関係」を「人間自身の労働」と結びつける理解に起因するのではないか。すなわち、「マルクスの『交換過程』における叙述は、冒頭の商品論において蒸留法によって直接に商品価値の実体なるものを抽象したこととあいまって、法的な私的所有権を『労働生産物の商品という形態そのものへの転化』からただちに導きだすことになってしまった。こうした商品交換による所有権の取得権原を人間の労働の結晶に求めるのは、まさに、初期・中期マルクスにみられる『労働』から『商品』への上向

マルクスは交換過程論で、「商品所持者」の私的要望を打ち出し、「x 量の商品 A = y 量の商品 B」のような「価値表現の形態」を説明しながらも、実際にその理論的土台をなす「二つの商品の価値関係」においては、周知のように、「人間労働という同じ社会的な単位」(Marx [1890]:S.62) に基づき、「経済的諸関係」を抽象するだけであって、「私的所有」との結びつきについては明らかにしていない。「私的所有」をめぐる「法的関係・意志関係」が「人間労働」の抽象性に依拠して理解されるのは、こうした理由による<sup>24)</sup>。だが、「私的所有者 = 独立な人」同士の「法的関係・意志関係」を「価値表現の形態」と結びつけて解説しない限り、「x 量の

という唯物史観イデオロギーの残滓でしかないであろう。それは社会思想史の系譜として見るならば、ジョン・ロックの人間労働の混入によって自然を獲得する所有論から、アダム・スミスによる労働を本源的購買貨幣として人間が自然を所有する論理へと受け継がれたものであった。すなわちそれは、個々人の労働こそを私的所有権の最終的根拠とみなす自然状態の想定であり、しかるのちに、自由な私的所有権者が平等な契約によって社会をつくるという、自然法的小ブルジョア法イデオロギーにつながるものであるといわねばならない」(青木 [2019]:55-56 頁)。

24) 大塚 [1966] は、『資本論』の方法論について次のように述べている。「最初に出てくる『商品』は、さきも申しましたように、もともと自然ではなく、人と人との関係なのですが、それが『疎外』の結果、人間にとって自然と同じようにものとして現われている」(22 頁、傍点は原著者)。これに対して、交換過程論においては、「商品と商品とがでなく、人間と人間、つまり商品所持者と商品所持者とが相対峙するような現実の『交換過程』の理論的追求に入っていく」(24 頁)。確かに、労働主体としての「人間」と交換主体としての「人間」とは、同じ「人間」ではあるし、すでに指摘したように、そこには、マルクスの小生産者的商品所有観が貫かれている。だが、「現実の『交換過程』」での「商品所持者」は、交換主体に転化した労働主体ではない。その意味で、冒頭商品論の「人間」を直ちに交換過程論の「人間」と等値させるだけでは、「商品所持者と商品所持者と」の間で形成される「法的関係・意志関係」の意義は読みとれない。

商品 A=y 量の商品 B」に通底する「物象的依存関係」は読み取れず、結局のところ商品交換の成立根拠を原理的に捉えることはできないのではないか。

### 第3節 反省規定としての価値関係

商品交換における「私的所有者=独立な人」の先在性を否定し、「法的関係・意志関係」に通底する「私的所有」の再帰性を掴んだのは、マルクスの功績である。だが、「私的所有者」同士の「物象的依存関係」がいかに形成されるのかについては解明されていないため、「私的所有」は、商品交換の成立根拠として定立されてはいなかった。本節では、「価値関係」の成立過程に絞って考察し、そこに通底する非対称性を浮き彫りにすることで、「私的所有」が「物象的依存関係」の所産であることを解明する。

マルクスは『資本論』第1巻第1篇第1章第3節「価値形態または交換価値」の「三等価値形態」で、次のように述べている。

「ある一つの商品、たとえばリンネルの相対的価値形態は、リンネルの価値存在を、リンネルの身体やその諸属性とはまったく違ったものとして、たとえば上着に等しいものとして表現するのだから、この表現そのものは、それが或る社会的関係を包蔵していることを暗示している。等価値形態については逆である。等価値形態は、ある商品体、たとえば上着が、このあるがままの姿の物が、価値を表現しており、したがって生まれながらに価値形態をもっているということ、まさにこのことによって成り立っている。いかにも、このことは、ただリンネル商品が等価値物としての上着商品に関係している価値関係のなかで認められているだけである。しかし、ある物の諸属性は、その物の他の諸物にたいする関係から生ずるのではなく、むしろこのような関係のなかではただ実証されるだけのだから、上着もまた、その等価値形態を、直接的交換可能性というその属性を、重さがあるとか保温に役だつとかいう属性と同様に、生まれながらにもっているように見える」

(Marx[1890]:S.71-72)。

「等価値物としての上着商品」の「価値形態」は、「他の諸物にたいする関係から生ずるのではなく」、「リンネル商品」との「価値関係のなかで」しか成立しえないものである。それゆえ、「上着商品」の「直接的交換可能性というその属性」は、「商品体なしには存在しない」(Marx[1890]:S.50) 有用性、つまり「重さがあるとか保温に役だつとかいう属性と同様に、生まれながらにもっているように見える」。それゆえ、こうした外観は逆に、「リンネル商品」をして自分との「価値関係」を忘却させる。これについてマルクスは、次のような注釈を付けている。

「およそこのような反省規定というものは奇妙なものである。たとえば、この人が王であるのは、ただ、他の人々が彼にたいして臣下としてふるまうからでしかない。ところが、彼らは、反対に、彼が王だから自分たちは臣下なのだと思うのである」(Marx[1890]:S.72)。

「等価値物としての上着商品」があたかも「直接的交換可能性というその属性」を「生まれながらにもっているように見える」のは、所与の条件にではなく、ある種の「反省規定」によるものである。ここでマルクスが捕捉しているのは、「直接的交換可能性というその属性」が「上着」に実装される過程自体が「リンネル」との「価値関係」から生まれたにすぎないという点であろう<sup>25)</sup>。すなわち、「王(上着)」の権威・権能は、「臣下(リンネル)」が「ふるまう」こ

25) 「フェティシズムとはたんなるモノが神秘的な力をもつようになる現象をいう。それはまさに、フォイエルバッハの言い方では、人間の力能が天上の神の力能としてあらわれる自己疎外そのものの言い換えなのである。それに対して、人間、ないしは人間と人間の関係がたんなるモノ、ないしはモノとモノとの関係としてあらわれること、すなわち物象化はベクトルとしては正反対のことである」(新田 [2001]:87頁)。

とによるものでしかないのであって、「生まれながらにもっている」ものではない。だが、「奇妙な」ことに、「臣下」側では、「反対に」そのことを所与の現実として受け止めているのである<sup>26)</sup>。

これについて、宇野 [1969] は、「しかし『単純な価値形態』における等価形態ではまだ貨幣のような関係が完成するわけではない。それはただいわゆる相対的価値形態にある商品リンネルに対してだけであり、しかも1着の上衣として20エレのリンネルの価値を表わすにすぎない。マルクスのこの注は、少しはや過ぎたとしか思えない」(113頁、宇野 [1974]:186頁)と指摘している。確かに、そこでは、「臣下」が複数で描写されており、「王」が擁する絶対的な権威・権能からすれば、マルクスの比喩は、「貨幣」対「商品」の関係を連想させる<sup>27)</sup>。とはいえ、この比喩の意義は、「王」の権威・権能、つまり「直接的交換可能性というその属性」がいかに生み出されるのかを説明することにある。それゆえ、これらが「貨幣」対「商品」の「関係」なのかどうかは、マルクスにとってはさしあたり二義的なものであり、たとえそうでないにしても、その限定的かつ一時的な「関係」だけをクローズアップしてみれば、「リンネル」に対する「上着」の「直接的交換可能性」は「貨幣」のそれと同様のものといえなくもない<sup>28)</sup>。

26) 「物象化的倒錯視が倒錯視として生ずるのはそれが倒錯であることを気づかせない『合理化』のメカニズムが別途はたらいているからにはほかならない」(大黒 [2016]:19頁)。

27) 斎藤 [1983]:41-43頁。

28) 「それだからこそ、等価形態の不可解さ感がぜられるのであるが、この不可解さは、この形態が完成されて貨幣となって経済学者の前に現われるとき、はじめて彼のブルジョア的に粗雑な目を驚かせるのである。そのとき、彼はなんとかして金銀の神秘的な性格を説明しようとして、金銀の代わりにもっとまぶしくないいろいろな商品を持ち出し、かつて商品等価物の役割を演じたことのあるいっさいの商品賤民の目録を繰り返しこみあげてくる満足をもって読みあげる

しかし同時に、この比喩は、「貨幣」対「商品」の「関係」そのものではなく、むしろ「貨幣」のような関係が完成する」段階ではもはや捕捉し難い機制を表象しているのではなからうか。一見すると、「王」の権威・権能は、「臣下」の忘却(虚偽意識)によって正当化されており、それさえ解消されれば、その「関係」もたちまち霧散してしまうかのように描かれている。「王」を「王」たらしめる根拠は、「臣下」の行為そのものに起因するとされるからである<sup>29)</sup>。しかしだからといって、「臣下」を、単に「王」の権威・権能からくる虚偽意識に囚われる、またその無根拠性を忘却しているものとみなすわけにはいかない。というのは、「臣下」としての自己規定/認識は、他者(王)によって付与されているからである。すなわち、「臣下」はひとまず、あなたが「王だから」、私は「臣下なのだ」、と「ふるまう」ことによって、「彼」は「生まれながらに」して「王だから」、自分は「臣下なのだ」と観念し、それを通して「臣下」としてのアイデンティティを正当化するのである。これは、「自己内還帰として、それ自体が自己言及的、自己関係的な決定不可能性を根柢にもっている」(新田 [2010b]:41

のである」(Marx [1890]:S.72)。

29) 「この対立する双方の自立者はたがいに区別項をなし、Aの力は能動的に誘発するもの(作用)、Bの力は受動的に誘発されるもの(反作用)として規定されよう。けれども、このばあい両力は外的に分離したものとかがえてはならない。双方は同一の力の存立をになっているのである。そしてこれらの能動性と受動性、誘発するものと誘発されるものとの対立は、双方の自立者がそれぞれになっている力の、活動性の内面における、相互媒介的な二契機をかたちづくるのである。さきの例で、作用(誘発するもの)と反作用(誘発されるもの)との形式的区別が、AとBとの双方にとって同等の仕方で帰属してくるのはそれをものがたっている。じつは、他を誘発する一つの力それ自身が、受動的に誘発されたものという規定をもっているのである」(中野 [1958]:293頁、傍点は原著者)。

頁)。ここで、「『国王』は彼らが自らを対象化し、映し出し、集約し、普遍化しようとしたものの現実化」(清水正徳 [1994]:103 頁)として呼び寄せられることになる。このような過程は、いわば信仰告白的である<sup>30)</sup>。

これに関連して宇野 [1974] は、次のように述べている。

「亜麻布 20 エレは 1 着の上衣に値するという、最も簡単な価値形態は、マルクスもいうように、その中に一切の価値形態の秘密を蔵しているのであるが、したがってまた特殊の使用価値をもつ金が、貨幣としてはそのまま一般的な価値物をなすという、いわゆる貨幣の謎をとく鍵もそこに与えられるのであるが、それはまた同時に商品経済の私的社會性に適応した形態であることを明らかにするものでもなければならない」(174 頁)。

「貨幣」は、「商品経済の私的社會性に適応した形態」として生まれるのであるが、「最も簡単な価値形態」ではある種の可能性としてのみ読み取れるのであり、その中にある「一切の価値形態の秘密」は、「貨幣」を通じて姿を現わす。すなわち、「リンネル (引用文では亜麻布)」側によって展開される価値表現は、「商品経済の私的社會性に適応した形態」を導き出す機制なのである。その意味で、「貨幣は社会的な合議や政治権力によって創り出されたものではない。無政府的な商品所有者の個々の交換要請に示される、個別の商品の価値表現の織りなす展開のうちに生まれてくるものであり、まさに商品経済に特有な私的社會性の結晶といえ

る」(伊藤 [1989]:34 頁)。「商品所有者の個々の交換要請」は、「商品経済」という「私的社會」内で「無政府的」に行われるのであり、またその「結晶」として「貨幣」をその頂点に据えるのである<sup>31)</sup>。このことから、「最も簡単な価値形態」における「リンネル」側の価値表現にはすでに、「商品経済の私的社會性に適応した形態」への上昇圧力が働いていると考えられる。

あなたが「王だから」私は「臣下なのだ」という「臣下」側の宣言 (モノログ) は、相手 (等価値形態) を「商品経済の私的社會性に適応した形態」に押し上げる動力を創り出す。そこで創り出されるのは、「王」と「臣下」との間の垂直的なヒエラルキーに他ならない。すなわち、「臣下」は、「王」を自然人としてではなく、社会・政治的制度を体現する上位の存在として規定することで、自分自身を「臣下」という下位の存在として位置づけるのである。「上着」の「直接的交換可能性というその属性」が「リンネル」との「価値関係のなかで」絶対的な権威・権能として働くのは、「臣下」側の一方的な宣言 (モノログ) が両者の間に垂直的なヒエラルキーを介在させるからである。そこでマルクスは、自身を「臣下」として規定 / 認識する相対的価値形態の価値表現に着目して「王」対「臣下」の関係に通底する非対称性を暴露する。こうした関係は、「臣下」の忘却 (虚偽意識) でも「王」の権威・権能でもなく、「臣下」のいわば自発的隷属によってはじめて完成されるのである<sup>32)</sup>。

30) 「教権とはまさしく彼らによって対象化されたものの現実的存在形態であり、神学とは神・教会を原因とし民衆をこれに従属するものとして首尾一貫して構成された観念体系である。民衆の共通した意識の対象化 (要請) は、誰かを神父・大審問官ともするであろう。領主・国王ともするであろう」(清水正徳 [1994]:110 頁, Marx [1890]:S.93)。

31) 「『共同体と共同体との間』(宇野 [1964]5 頁)に発生するという商品経済の外來性は、たんに個々の共同体に伝來する諸慣習を廃棄に付し、『基本的な社会関係を破壊』(宇野 [1964]6 頁)するだけではなく、『共同体と共同体との間』という一種の中性的な、あるいは抽象的な空間にこそ相応しい、新たな社会性を紡ぎ出すものと考えらるべきであろう」(清水真志 [2007a]:11 頁)。

32) 岩田 [1972] によれば、「商品と商品との交換関係は、それを全社会的に仲介する特殊な社会的



自発的隷属とは、「臣下」側が「彼」を「王」に仕えることで、自らその垂直的なヒエラルキーに縛られる立場を自発的に選択するということを意味する。逆に言えば、「臣下」は、誰かが「王」の地位に就くことで、そこに置かれてしまったものなのである。この過程は、商品交換が垂直的なヒエラルキーという特有の「私的社会的」に基づいて行われることを示唆する。「王」と「臣下」とは各々、垂直的なヒエラルキーが要請する役割を果たすものとして登場し、対極的な立場に立たされることになる。もちろん、ここでは両者は、一方の損が他方の得になるようなゼロサムゲームを演じているわけではない。なぜなら、両者の立場は決して拮抗しないからである。「臣下」は、「王」との間の垂直的なヒエラルキーを設定することで、自身を社会・政治的身分を体现する反省的主体として規定する。それに対して、「王」は、「臣下」側の自己規定/認識によってはじめて「王」としての権威・権能を付与されることになる。このように、両者は、自己規定/認識をひとえに他者に仮託する「物象的依存関係」を形成することになる<sup>33)</sup>。

産物として、必ず貨幣を生みだし、この貨幣を推進的担い手として拡大発展するのであるから、物と物との交換関係へのこの自由な私的個人の全面的隷属は、さらにすすんで、商品売買世界の専制君主である貨幣への自由な私的個人の奴隷的隷属となってあらわれざるをえないのである」(24頁)。とはいえ、「奴隷的」というのは、第一に、「自由な私的個人」の「隷属」は「専制君主である貨幣」の暴圧・圧政などによるものでなく、第二に、「商品売買世界」は「自由な私的個人」の自発性によって支えられている点で、やはり過剰なものと思える。

33) 「リンネルにたいして上着が価値を表わすということは、同時にリンネルにとって価値が上着という形態をとることなしには、できないことである。たとえば、個人Aが個人Bにたいして王位にたいする態度をとるということは、同時にAにとっては王位がBの姿をとり、したがって顔つきや髪の毛やその他のお多くのものを国王が替わると取り替えることなしには、でき

このような「物象的依存関係」は、商品交換が自然人同士の水平的な契約ではなく、垂直的なヒエラルキーを構成する反省的主体同士の契約ということを示唆する。たとえば、「20エルのリンネル=1着の上着」のような価値表現は、まず「リンネル」の方から自発的に「上着」との対極的な「価値関係」に隷属することで、結果的に等価交換を可能にするものと考えられる。逆説的ではあるが、「リンネル」は、進んで「上着」との対極的な「価値関係」を形成することによってのみ等価交換を図ることができるのであって、その逆ではない。この点は、商品(市場)経済にまつわる通念の無根拠性を如実に露呈する。すなわち、市場ではすべての個別主体が水平的関係の上で相互の欲望の対象を自由に取り換えるのだという通念は、単なるイデオロギーにすぎないということである<sup>34)</sup>。マルクスによる「王」対「臣下」の比喩はまさに、商品経済が醸し出すイデオロギーをさらし出し、そこに作動しているヒエラルキーを浮き彫りにするものといつてよいであろう<sup>35)</sup>。

ないのである」(Marx[1890]:S.66)。

34) 「貨幣を介在させない商品どうしの交換関係という想定は、古典派経済学のみならず、われわれ商品所有者をも執拗に捉える強固な『イデオロギー』であり、その限りで現実の一部を構成する『現実的虚構』というべきである。しかもこのイデオロギーには市場における『万人の万人に対する闘争』を対称的で安定的な市民社会の空間として美化しようとする傾向が同時に潜んでいる」(大黒[2016]:19-20頁、同様の指摘はWood[1999]:14-17頁にもみられる)。「交換関係」は、「貨幣」と「商品」との間の非対称性によって結ばれる。「市場」は、いかなる意味でも「商品どうし」の「交換」によって営まれる「安定的な市民社会の空間」ではなく、「諸個人が貨幣という権力にひたすらひれ伏す抑圧的關係でしかない」(青木[2019]:61頁)のである。

35) 「冒頭の価値形態論で前提される交換関係に『上下』関係がまったく含まれていないかということ、そうでもない。『啓蒙化された経済学』の平板な市民社会観を批判し、生産関係が取り結ばれる以前に、ある種の支配・被支配関係がすでに働いているのを見出すことこそマルクスが目指し

では「臣下」側の自己規定 / 認識 (= 価値表現) が実際に指示するのは何か。「王」対「臣下」の比喩 (= 価値関係) は、両者自身のアイデンティティが垂直的なヒエラルキーの所産であることを示唆している。そこで、両者は、単なる自然人 (= ブラックボックス) としてではなく、反省的主体 (= 私的所有者 / 私的所有権者) として相対することになる。ということは、「王」の権威・権能が実体的な根拠をもっているかどうかは事実上どうでもよいということである。そこには、実体的な根拠がはじめから在ったわけではなく、「価値関係」によって反省的に“在る”とみなされるだけのものを逆に、実体的な根拠があたかも最初から在ったかのように認識しあう過程が在るだけである。その限りで、「商品の価値は“社会的”である。しかし、それは、価値なるものが社会的規範 (コード) としてあることを意味するどころか、交換という盲目的な飛躍、その無根拠性を意味している」(柄谷 [1986]:119 頁)。「王」と「臣下」との社会・政治的身分の存立根拠が自然人としての個別性・特殊性からくるわけではないのと同様に、「私的所有」は、対象自体と一体化したものではなく、「価値関係」によって反省的に規定されたものとみななければならない。

以上の考察から明らかなのは、商品交換における「私的所有」は、「価値関係」の所産であるということである。「王」と「臣下」はその地位上、対極的な立場に置かれているとはい

え、社会・政治的身分を体現する反省的主体 (= 私的所有者 / 私的所有権者) という点では同次元の存在に他ならない。それゆえ、その社会・政治的身分 (= 私的所有 / 私的所有権) は、垂直的なヒエラルキー (= 価値関係) 内でしか作動しないものといえる。この点を踏まえて、次のような結論を導くことができる。「リンネル」側は、「20 エレのリンネル = 1 着の上着」のような価値表現を通して「上着」との「価値関係」を形成し、その垂直的なヒエラルキーの中で自身を所有主体と規定させられることで、自分の「リンネル 20 エレ」を「私的所有」が可能な一つの交換 (欲望) 対象として現出させる。そして、これは必然的に、私的所有権を処分 (譲渡) する過程を展開するのである<sup>36)</sup>。

#### 第4節 商品交換における権利と義務

商品交換は、第2節の検討のように、売り手と買い手との間の「法的関係・意志関係」の上にはじめて展開できるものである。また、その過程は、両者が「私的所有者 = 独立な人」として承認しあうということを前提とする。但し、第3節で検討したように、そこには、垂直的なヒエラルキーからなる「価値関係」が介在することを見逃してはならない。すなわち両者は、「価値関係」の下で「物象的依存関係」を結ぶことで、「私的所有者 = 独立な人」としてのア

たものにほかならないからである。相対的価値形態と等価形態の間に成立する『非対称性』の指摘はその端的な例である」(大黒 [2015]:94 頁)。さらに、「マルクスは、貨幣が価値尺度や流通手段ではなく、商品の等価形態なのだということ、それゆえに呪物崇拜が生じるのだということをお願いしたいのだ。いいかえれば、貨幣を尺度または手段とみなす、したがって売ること = 買うこととみなす古典経済学に対して、商品の価値形態のなかに、けっして拭いさることのできない対極性を、あるいは『売る』立場と『買う』立場の差異をみいだすのである」(柄谷 [1986]:115 頁)。

36) 「ヘーゲルは所有の契機として占有、使用および放棄 (譲渡) を挙げている。占有し使用し放棄 (譲渡) してこそ所有は完全になるとともに、このことは同時に所有の否定として、かれの体系では所有の領域から契約の領域への移行をなしている。このうち放棄 (譲渡) については、われわれは、その意味内容から考えて、処分という言葉を使うことにする」。「われわれがある物を本当に所有しているかどうかは、われわれがその物を占有し使用しているかどうかによるのではなく、われわれがその物を処分できるかどうかによる。すなわち、われわれが自由に処分できる物こそわれわれが本当に所有しているといえるのである」(古結 [1979]:2頁)。

イデンティティを反省的に与えられることになる。

本節では、以上を踏まえて、相対的価値形態に現われる物化現象を吟味し、「私的所有」をめぐる「物象的依存関係」の存立根拠を解明する。そのためにもまず、商品物神性論の検討から始めることとする。

マルクスは『資本論』第1巻第1篇第1章第4節「商品の呪物的性格とその秘密」で、次のように述べている。

「商品が使用価値であるかぎりでは、その諸属性によって人間の諸欲望を満足させるものだという観点から見ても、あるいはまた人間労働の生産物としてはじめてこれらの属性を得るものだという観点から見ても、商品には少しも神秘的なところはない。人間が自分の活動によって自然素材の形態を人間にとって有用な仕方に変化させるということは、わかりきったことである。たとえば、材木で机をつくれば、材木の形は変えられる。それにもかかわらず、机はやはり材木であり、ありふれた感覚的なものである。ところが、机が商品として現われるやいなや、それは一つの感覚的であると同時に超感覚的であるものになってしまうのである。机は、自分の足で床の上に立っているだけでなく、他のすべての商品にたいして頭で立っており、そしてその木頭からは、机が自分かつてに踊りだすときよりもはるかに奇怪な妄想を繰り広げるのである」(Marx [1890]:S.85)。

「机」は、「その諸属性によって人間の諸欲望を満足させるもの」であり、「また人間労働の生産物としてはじめてこれらの属性を得るもの」であるという「観点から」みれば、「少しも神秘的なところはない」。しかし、「机が商品として現われる」というのは、そうした「ありふれた感覚的なもの」としてではない。ここでマルクスは、「欲望」の対象および「人間労働の生産物」としての「机」と「商品」としての「机」との間には、五感では捕捉しえない「超感覚的」な何かが存在することを示唆している。

それゆえ、後者においては、前者のように「自分の足で床の上に立っている」という「感覚的」な現象を呈するだけにとどまらず、「神秘的な」「超感覚的」な姿を現わす。

要するに、前節の「直接的交換可能性というその属性」が等価形態に実装されるものであるのに対して、「幻影的な形態」は、相対的価値形態に現われたものであることが分かる。マルクスは続く叙述で、この現象の源泉を「生産に費やされる労働時間」(同上)に求めながらも<sup>37)</sup>、次のような見解を示している。「商品形態やこの形態が現われるところの諸労働生産物の価値関係は、労働生産物の物理的な性質やそこから生ずる物的な関係とは絶対になんの関係もないのである。ここで人間にとって諸物の関係という幻影的な形態をとるものは、ただ人間自身の特定の社会的関係でしかないのである。それゆえ、この類例を見いだすためには、われわれは宗教的世界の夢幻境に逃げこまなければならない」(Marx [1890]:S.86)<sup>38)</sup>。「ここでの物神性は、純粹に交換による商品形態の一般化が人間関係に及ぼす物化現象と限定して理解すべきだと考えられる」(清水正徳 [1994]:64頁、傍点は原著者)。

では相対的価値形態における「幻影的な形態」=「物神性・物化現象」はいかに生じるのか。これに関連して、マルクスは『経済学批判』で、次のように述べている。

「ロンドンのもっとも繁華な街路には商店が軒をならべ、それらの飾り窓には、世界のあらゆる富が、インドのショール、アメリカの拳銃、中国の陶磁器、パリのコルセット、ロシアの毛皮製品、熱帯地方の香料が、きらびやかに輝いている。しかし、これらすべての現世の享楽品は、その額に宿命的な白い紙片をはりつけられ、それにはアラビア数字が、£ [ポンド], s. [シリング], d. [ペンス] というラコニア風の文字とともに

37) 廣松 [1969]:267-281頁。

38) 沖 [2019]:79-83頁。

書きこまれている。これこそ、流通に現われている商品の姿である」(Marx[1858-1861]:S.158)。

「ロンドン」は、「すべての現世の享楽品」を擁している「世界のあらゆる富」の集結地である。市場は、各「享楽品」に貨幣額の「書きこまれている」「白い紙片」を一律に「はりつけ」、その時間的かつ空間的な特殊性を括弧に入れることで、それらの生産過程や生産関係、労働時間などを一切無化する<sup>39)</sup>。すなわち、「商品」は、貨幣との「関係」の中でそれ自身の質料にかかわるすべての「属性」を喪失するのである。「世界のあらゆる富」は、その出所がどこであろうと市場に居る限り、いずれも「宿命的な白い紙片」の値札を付着しなければならないものになる。それゆえ、「生産物」の目には、「流通に現われている商品」は、時空の相違を一切表出しない「神秘的な」「超感覚的」なもののように映るであろう<sup>40)</sup>。

このように、「机=生産物」は、「その額に宿命的な白い紙片をはりつけられ」,「商店」の「飾り窓」に陳列される形で、「机=商品」として

登場する。このときの「机=商品」は、自然状態の「机=生産物」とは違って、貨幣との「関係」によって生じた「幻影的な形態」をまとして「流通に現われている」のである<sup>41)</sup>。すなわち、「机=商品」は、「人間の諸欲望を満足させるもの」や「人間労働の生産物」といった個別的「属性」を消去させる場所に置かれることで、「幻影的な形態」をとることになるのであって、その逆ではない。この点は、「机=生産物」と「机=商品」との間には埋めがたい溝があるということを示唆する。「幻影的な形態」はまさに、「価値関係」による両者の質的断絶、つまり「私的所有」を表象するものといえる。市場に参入する「机=生産物」は、「私的所有」の対象という商品経済的斉一性を与えられることで、「机=商品」となるのである。

もつとも、前節で検討したように「机=商品」における「幻影的な形態」は、「机=生産物」側の宣言(モノログ)からくると考えられる。「机=生産物」は、自分を処分(譲渡)しない限り「机=商品」にはなりえないし、等価形態に置かれる対象を獲得しうる機会さえ与えられない。それゆえ、この過程で「机=商品」は、それ自身の私的所有権を処分(譲渡)するというある種の義務を負わなければならない<sup>42)</sup>。もちろん、義務の履行とはいへ、「机=商品」側は、他者の何らかの権利を獲得(侵害)してから義務の履行を余儀なくされるわけではない<sup>43)</sup>。また、自分が他者の商品を処分(譲渡)

39) 「それぞれの物品は時間の堆積を前提とし、その背景には空間の差異もひかえている。物品からは、それらがしかし市場にならぶかざりでそのような差異が消去される。商品のうちには時間と空間との差異があらわれない。商品はすべて同時的に市場のうちに存在しているからである。商品はことごとく共時的なものとしてあらわれることでたがいに同一空間のうちに区別され、同等な空間のなかで差異を有するをつうじて単一の次元に参入している。つまり、いっさいの商品、インドのショールから熱帯地方の香料にいたるまでの物品は価格をもち、貨幣と直接に交換されるのである」(熊野 [2013]:40 頁、傍点は原著者)。

40) 「価値の世界は人間社会のことでありながら、人間の意識によって支配されず、逆に必然的な法則性をもって人間を支配する。これが商品生産社会における物神性の秘密であり、人間の自己疎外の客観的構造なのであります」(清水正徳 [2005]:79 頁、同様の指摘は新田 [2004]:83 頁にもみられる)。

41) 清水正徳 [1994]:191-192 頁。

42) 柄谷 [2010]:138-143 頁。

43) 西村 [1977] は、マルクスのいう「法的関係・意志関係」について次のように述べている。「ここでは、意思関係が商品生産の関係の媒介契機として重視されると同時に、この意思関係が法的関係とみなされていることは明らかであって、この法的関係が法規範それ自体をさすものでないことは何ら説明を要しない」(268 頁)。確かに、「共通な一つの意志行為」によって形づくられる「法的関係・意志関係」は、「法規範それ自体をさすものでない」。しかしだからといって、「法



されうる権利を有しているといっているわけでもない。ここでは、誰かから外圧を受けているわけでもないにもかかわらず、進んで自分のものを処分（譲渡）すると宣言（モノログ）するものが突然登場しているのである<sup>44)</sup>。「机＝商品」側は、不特定の相手（等価形態）に向けて「机＝商品」の私的所有権を処分（譲渡）すると明示するのである。こうした明示行為を価値表現と呼ぶ。

価値表現は、一方（相対的価値形態）をひとまず自分の「商品」の私的所有権を処分（譲渡）するという義務を負うことで権利（等価商品の私的所有権）の獲得を試みる立場に置き、他方（等価形態）を突然付与された権利（直接交換可能性）を行使するにつれて後から自分の「商品」の私的所有権を処分（譲渡）するという義

務を負うことになる立場に置くことで「価値関係」を成立させる。このように、価値表現は、商品交換の展開過程において「商品」の私的所有権の処分（譲渡）をめぐるいわば権利義務関係の形成機制とみることができる。権利義務関係は、「法的関係・意志関係」を根拠づけるものとして、商品交換の展開を可能にする<sup>45)</sup>。それゆえ、商品交換を展開するさいに売り手は、自分が処分（譲渡）することになる対象（リンネル）およびその数量（20 エレ）を具体的に設定しなければならない。売り手が先にそれらを明示せずには権利義務関係は成り立たず、商品交換は行われぬ。というのは、売り手のそういう明示行為自体が買い手との垂直的なヒエラルキーを設定する過程だからである。

さらに、前節の内容からすれば、こうした自己規定 / 認識 - 1 着の上着（等価形態）と対立する相対的価値形態としてのリンネル 20 エレは、相互対極的な「価値関係」によって反省的に与えられたものに他ならない。これについて宇野 [1964] は、次のように述べている。

「商品の価値形態としての交換価値は、屢々誤り解されるように、単なる二商品の交換比率を示すものではない。それは一方の商品の価値が、その所有者によって、他の商品の使用価値で表現されるという商品に特有な価値表示の方式にほかならない」（31 頁）。

的関係・意志関係」＝「商品生産の關係の媒介契機」とするのは、商品交換を、いわば自己の労働に基づく所有を展開する小生産者同士の「関係」に限定してしまうのではないか。この点は、宇野 [1975] の指摘のように、「単なる交換関係の前提する私的所有をそのままに『自己の労働に基づく』ものとするのは、アダム・スミスとともに『労働は、最初の価格であった、あらゆる物に対して払われる本源的購買貨幣であった』（『国富論』邦訳岩波文庫版（1）68 頁）ということにもなりかねない。商品経済的私的所有は、労働＝生産過程そのものから必然的に設定されるものではないのである」（114 頁）。他方で、藤田 [1974] は、「諸階級〔資本家 / 地主 / 労働者：引用者〕の物質的生産における相互関係を、経済的諸関係の具体的現象形態としてとらえ」、「彼らの意思関係、いわば事実上の意思関係を、経済的関係の存立の媒介的モメント」と想定している（185 頁、傍点は原著者）。しかし、商品交換は、「物質的生産における相互関係」がどうなっているにかかわらず、「法的関係・意志関係」を「現象」するのであって、これは、三代階級の形成以前においても同様である。

44) 「リンネル商品所有者は、その価値表現によって、その商品と他の商品上衣との交換を要求しながら、自らはそれを表現しえないのに反して、上衣の所有者は、リンネルとの交換を要求してもいないのに、直ちに交換しうる地位におかれているのである」（宇野 [1964]:33 頁）。

45) これについて、柄谷 [2010] は、「ここで、マルクスは、法関係は経済的関係を反映しているだけだと強調しているようにみえる。が、これはむしろ、商品交換という経済的関係が法関係なしにありえないことを意味する」（131 頁）と述べている。但し、留意すべきは、「法的関係・意志関係」は一般的な意味での「法関係」と相容れないということである。というのは、義務を負う（相対的価値形態）側にはもとより、義務を負わざるをえない必然性など存在しないからである。一般的な「法関係」においては、権利の獲得や侵害が具体的に確定されてもいない状態で義務の履行を想定することはできない。

「20 エレのリンネル=1 着の上着」のような価値表現は、「20 エレのリンネル」ならば「1 着の上着」と交換できるということを意味しない。というのは、この「方式」自体は、「単なる二商品の交換比率を示すものではない」からである。逆に、「リンネル」側は、「1 着の上着」ならば「20 エレのリンネル」と交換できると言っているのである。すなわち、「1 着の上着」を等価形態に置かない限り、「20 エレのリンネル」そのものは交換（欲望）対象としてその存在根拠をもつことができない。この「方式」が「単なる二商品の交換比率」でない以上、「リンネル」側は先だって、自分が求める対象（上着）およびその数量（1 着）を具体的に設定しなければならない。こうして、「リンネル」側は、自分の「20 エレのリンネル」の「額」に「1 着の上着」という値札を恣意的に貼り、「1 着の上着」の私的所有権を処分（譲渡）する不特定の買い手を待ち構えるのである。

売り手はこうした「方式」で、「20 エレのリンネル=1 着の上着」のような価値表現を展開する。他方、「1 着の上着」の私的所有権を処分（譲渡）できる買い手は、売り手の価値表現によって「20 エレのリンネル」の私的所有権を直ちに処分（譲渡）されうる地位に立たされることになる。このように、商品交換は、「リンネル」側（売り手）の自己規定/認識によって現実性を獲得した「価値関係」を、「上着」側（買い手）が承認することではじめて成立する。そして、この過程は、両商品の所有主体を変更することに帰結する。マルクスは、価値の実体として「人間労働」の抽象性を交換過程論の前提としながら、「この法的関係、または意志関係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている」と述べるのであるが、われわれは以上の考察より、「私的所有」をめぐる「法的関係・意志関係」は、「価値関係」の枠組みの中で論証されなければならないということ を明らかにした。すなわち、個別主体の私的欲 望を満たし合うために形成される「経済的關係

そのもの」は、権利の獲得と義務の履行とをめぐる所有主体間の「物象的依存関係」を土台にして成立するということである。

### おわりに

最後に、以上の検討を踏まえて、信用売買についての従来の理解を再考することにした。

価値表現「20 エレのリンネル=1 着の上着」は、すでに検討したように、「リンネル」側が「20 エレのリンネル」に対する私的所有権を不特定の他の主体に対して処分（譲渡）するという内容を明示しているものに他ならない。これに基づき、「リンネル」側は、「1 着の上着」の私的所有権を「上着」側から獲得することになる。しかしながら問題は、この権利の獲得が必ずしも「1 着の上着」そのものの獲得を意味するわけではないということにある。というのは、商品交換で売買の対象となるのは、商品そのものではなく、商品の私的所有権だからである。したがって、ここでは、「リンネル」の処分（譲渡）と「上着」の処分（譲渡）とが共時的に行われるのだと論定しうる根拠はない。

仮に「リンネル」側が「上着」側の承諾を通して「1 着の上着」の私的所有権を獲得する場合、「上着」側は直ちに、「1 着の上着」に対する私的所有権を喪失し、「1 着の上着」を、その権利を獲得した「リンネル」側へと譲渡しなければならない。しかしそうでない場合、「上着」側はあたかも、自分のものでもない「1 着の上着」を「リンネル」側の代わりに預かっている有り様になってしまう。「リンネル」側はすでに、「1 着の上着」に対する私的所有権を有しているがゆえに、原則的には随時その処分（譲渡）を要請することができるのであるが、もし「上着」側がその要請に応じなければ、権利の獲得に相応する義務の履行を放棄することになり、結果的に「リンネル」側に獲得した「20 エレのリンネル」の私的所有権自体の根拠も失うことになろう。

このように、「上着」側は、「1着の上着」を「リンネル」側に譲渡するか、もしくは「リンネル」側の承諾を得て、一定期間後に「1着の上着」を譲渡する形で義務を履行するか、いずれかの方式を取らなければならない。前者の場合は、権利の獲得と義務の履行とが時間的に一致しているのに対して、後者の場合は、時間的な不一致が生じていて、そこには、いわば信用の問題が介在することになる。すなわち、信用売買では、売り手側の権利の獲得と買い手側の義務の履行との間の時差を前提とするのである。一見すると、これは、権利の獲得と義務の履行との間に時差のない売買方式と相容れないようにみえる。だが、それは、商品交換を商品そのものの交換とみなす皮相的見解にすぎない。商品交換は、双方の商品の所有主体（私的所有権）を変更（移転）することで成り立つのであり、この点からすれば、商品そのものの交換時点の（不）一致問題は、価値関係において副次的かつ二義的なものにすぎない。

このようにみると、商品論では、双方の商品を共時的に譲渡しあうような方式を商品流通の正則とみなし、そうでない方式を埒外（貨幣論/信用論）に追い出すような原理的必然性など存在しないとわなければならない。いずれの方式をとるかは、商品交換の成り立ちに何ら影響を与えない。にもかかわらず、従来の原理論では、信用売買を貨幣論および信用制度論でしか取り上げてこなかった。それは、私的所有と価値関係との間のダイナミズムからなる物象的依存関係、つまり権利義務関係を商品交換の成立根拠として受容していないからである。その結果、商品交換は、自己完結的な所有主体の主観性に基づく功利的なアプローチだけで説かれてしまう。それでは、個別主体が他の個別主体との価値関係を形成し、その中で所有主体としての主観性を社会化することで、商品交換の展開/成立を可能にするような一連の過程を捕捉し難い。これは結果的に、商品交換が市場でなされる空間限定的な営みということを明瞭に示

すことはできないのではないだろうか。

#### 参考文献

- 青木孝平 [1984] 『資本論と法原理』 論創社。  
 ——— [1992] 『ポスト・マルクスの所有理論－現代資本主義と法のインターフェイス』 社会評論社。  
 ——— [1999] 「交換過程における占有と所有－市場経済と法カテゴリーの関連社会科学的考察」 鈴鹿医療科学大学『鈴鹿医療科学大学紀要』 第6号。  
 ——— [2002a] 『コミュニタリアニズムへ－家族・私的所有・国家の社会哲学』 社会評論社。  
 ——— [2002b] 「価値形態論における占有と所有－資本主義における人間の地位を解説するために」 鈴鹿医療科学大学『鈴鹿医療科学大学紀要』 第9号。  
 ——— [2005] 「コミュニタリアニズムとしての宇宙経済学」 『季刊 経済理論』 第41巻第4号。  
 ——— [2008] 『コミュニタリアン・マルクス－資本主義批判の方向転換』 社会評論社。  
 ——— [2016] 『「他者」の倫理学－レヴィナス、親鸞、そして宇野弘蔵を読む』 社会評論社。  
 ——— [2019] 『経済と法の原理論－宇野弘蔵の法学』 社会評論社。  
 石井英朗 [1964] 「商品経済と私有制について－その覚え書き」 『思想』 第485号。  
 市原靖久 [2006] 「西洋的法観念の形成－imago Dei から homo juridicus へ」 關西大學法學會『關西大學法學論集』 第56巻第2・3号。  
 岩田弘 [1972] 『資本主義と階級闘争－共産主義 I』 社会評論社。  
 宇野弘蔵 [1964/2016] 『経済原論』 岩波書店。  
 ——— [1965/1996] 『価値論』 こぶし書房。  
 ——— [1969] 『資本論の経済学』 岩波書店。  
 ——— [1973] 「経済原論 I」 『宇野弘蔵著作集第1巻』 岩波書店。  
 ——— [1974] 「経済学方法論」 『宇野弘蔵著作集第9巻』 岩波書店。  
 ——— [1975/2014] 『増補・農業問題序論』 こぶし書房。  
 大内秀明 [1965] 「私的所有と商品経済－スミスとマルクス」 東北大学教養部『東北大学教養部紀要』 第2号。  
 ——— [1971] 『宇野経済学の基本問題』 現代評論社。  
 大塚久雄 [1966] 『社会科学の方法－ヴェーバーとマルクス』 岩波書店。  
 ——— [1970/2000] 『共同体の基礎理論』 岩波書店。

- 大藪竜介 [1978] 『マルクス、エンゲルスの国家論』現代思潮社。
- 沖公祐 [2019] 『「富」なき時代の資本主義』現代書館。
- 小幡道昭 [2009] 『経済原論-基礎と演習』東京大学出版会。
- 小幡道明 [2013] 『価値論批判』弘文堂。
- 柄谷行人 [1986/1992] 『探究 I』講談社。
- [1978/1990] 『マルクスその可能性の中心』講談社。
- [2010/2015] 『世界史の構造』岩波書店。
- 萱野稔人 [2005] 『国家とはなにか』以文社。
- 熊野純彦 [2013] 『マルクス 資本論の思考』せりか書房。
- 古結昭和 [1979] 「利子生み資本の概念について-通説に欠落せる一論点」高知大学『高知論叢』第7号。
- 齋藤實男 [1983] 「商品物神崇拜と『価値』(1)」一橋研究編集委員会『一橋研究』第8巻第2号。
- [1984] 「商品物神崇拜と『価値』(2)」同上誌 第8巻第4号。
- 柴垣和夫 [1968] 「資本主義経済と基本的人権-諸権利と経済との距離」東京大学社会科学研究所編『基本的人権』東京大学出版会。
- [1997] 『現代資本主義の論理-過渡期社会の経済学』日本経済評論社。
- [2016] 「社会諸科学から社会科学へ」武蔵大学経済学会『武蔵大学論集』第63巻第2・3・4号。
- 清水真志 [2007a] 「商品世界と使用価値 (1) - 欲望論の視座から」専修大学社会科学研究所『専修大学社会科学研究所月報』第527号。
- [2007b] 「商品世界と使用価値 (2) - 欲望論の視座から」同上誌 第528号。
- 清水正徳 [1994] 『人間疎外論』紀伊國屋書店。
- [2005] 『自己疎外論から「資本論」へ』こぶし書房。
- 田中英明 [2010] 「商品の『資本性』-空所の純粋性から」滋賀大学経済学会『彦根論叢』第382号。
- 大黒弘慈 [2015] 『模倣と権力の経済学』岩波書店。
- [2016] 『マルクスと賃金づくりたち』岩波書店。
- 中野正 [1958/1987] 「価値形態論」『中野正著作集 (1)』日本評論社。
- 西村可明 [1977] 「マルクスの所有概念について-社会主義経済論からの一考察」岩波書店『経済研究』第28巻第3号。
- 新田滋 [2001] 『恐慌と秩序-マルクス〈資本論〉と現代思想』情況出版。
- [2004] 「交換過程と価値形態-青木孝平氏の価値形態論をめぐって」『季刊 経済理論』第41巻第1号。
- [2010a] 「商品・貨幣・市場形式の生成」茨城大学人文学部紀要『社会科学論集』第49号。
- [2010b] 「価値形態論と物神性論-廣松渉、柄谷行人による解釈の批判的再構築」同上誌 第50号。
- 廣西元信 [2002] 『資本論の誤訳』こぶし書房。
- 廣松渉 [1969/1991] 『マルクス主義の地平』講談社。
- 藤田勇 [1974] 『法と経済の一般理論』日本評論社。
- MP: Deleuze, Gilles. et Guattari, Félix. [1980], *Milles plateaux*, Paris, Minuit (G. ドゥルーズ・F. ガタリ著：宇野邦一・小沢秋広ほか訳『千のプラトー (下)』河出書房新社, 2010年)。
- Marx, Karl [1858-1861], *Ökonomische Manuskripte und Schriften 1858-1861*, in *Marx-Engels Gesamtausgabe (MEGA), II-2*, Dietz Verlag, Berlin, 1980 (資本論草稿集翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集③』大月書店, 1984年)。
- [1890], *Das Kapital, Erster Band, Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 23, Institut für Marxismus - Leninismus beim ZK der SED. Dietz Verlag, Berlin, 1962 (岡崎次郎訳『資本論 (マルクス=エンゲルス全集版第1巻第1分冊)』大月書店, 1972年)。
- Wood, Ellen M [1999], *The Origin of Capitalism*, Monthly Review Press (平子友長・中村好孝訳『資本主義の起源』こぶし書房)。